

議案第 21 号

松阪市職員の給与に関する条例等の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）等の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(松阪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 アを次のように改める。

ア 行政職給料表 (1)

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	副主任及び副主査の職務
4 級	主任、主査及び係長の職務
5 級	課長補佐及び主幹の職務
6 級	課長及び担当監の職務
7 級	次長及び参事の職務
8 級	部長及び理事の職務

(松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年松阪市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち松阪市職員の給与に関する条例第 8 条第 2 項の改正規定の前に次のように加える。

第 8 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるもの（以下「医(1)4 級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第 2 条のうち松阪市職員の給与に関する条例第 8 条第 3 項の改正規定を次のように改める。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行(1)8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第2条のうち松阪市職員の給与に関する条例第9条の改正規定を次のように改める。

第9条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、「至った場合」の次に「及び医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「者に扶養親族」の次に「（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、医(1)4級以上職員以外の職員から医(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員となった日」を、「職員の扶養親族」の次に「（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場

合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医(1)4 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある医(1)4 級以上職員が医(1)4 級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行(1)8 級職員が行(1)8 級職員及び医(1)4 級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)4 級以上職員以外のものが医(1)4 級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8 級職員及び医(1)4 級以上職員以外のものが行(1)8 級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附則第 3 条を次のように改める。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第 2 条改正後給与条例」という。）第 8 条第 1 項ただし書及び第 9 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「行(1)8 級職員」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」とい

う。)については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に掲げる場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に掲げる場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族(医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員以外の職員から医(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、そ

の」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族」と、「（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行(1)8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員以外の職員から医(1)4級以上

職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第8条第1項ただし書並びに第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「8級であるもの」とあるのは「8級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの」と、「行(1)8級職員」とあるのは「行(1)8級職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員以外の職員から医(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行(1)8級職員が行(1)8級職員及び医(1)4級以上職員」とあるのは「行(1)8級職員等が行(1)8級職員等」と、同項第6号中「行(1)8級職員及び医

(1)4 級以上職員」とあるのは「行(1)8 級職員等」と、「が行(1)8 級職員」とあるのは「が行(1)8 級職員等」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。